

定 款

プレシジョン・システム・サイエンス株式会社
令和4年9月28日改定

プレシジョン・システム・サイエンス株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、プレシジョン・システム・サイエンス株式会社と称し、英文では、Precision System Science Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 理化学機器の加工、修理、運搬、据付及びこれ等に関連するサービス
- (2) 測定器械器具・計量器及び付属品の製造、販売及び輸出入
- (3) 計測機器・理化学機器及びこれ等に関連する制御装置の製造、販売及び輸出入
- (4) 医療用具の製造、販売及び輸出入
- (5) 医療診断用医薬品及び医薬部外品・医療診断用化学品・試薬・その他の材料の製造、販売、及び輸出入
- (6) 医療診断用機械器具及びこれ等に関連する製品・部品・付属品の製造、販売、及び輸出入
- (7) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の企画及び立案
- (8) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の取得及び管理
- (9) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の売買及び運用
- (10) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の実施許諾及び使用許諾
- (11) 臨床検査技術の研究受託、研究開発および検査業務の受託
- (12) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を千葉県松戸市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、68,480,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第 13 条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

第 3 章 株 主 総 会

(招集地)

第 14 条 株主総会は、本店所在地又はこれに隣接する地のほか、東京都区内において招集する。

(招集)

第 15 条 当会社の定時株主総会は、毎年 9 月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 16 条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議

決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、

議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

- 2 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠

ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第32条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の予選の効力)

第34条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、予選により選任された監査役の任期については、退任した監査役の任期の満了する時又はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時のいずれか早い時までとする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもつて行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 40 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 42 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、400 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 46 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、400 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 47 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 48 条 剰余金の配当は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 49 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 50 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 変更後定款第 17 条の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

2 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

上記は当会社の定款であることに相違ない。

令和4年9月28日

千葉県松戸市上本郷88番地
プレシジョン・システム・サイエンス株式会社
代表取締役社長 田島秀二